

○厚生労働省告示第九十一号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第二項の規定に基づき、作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十日

厚生労働大臣 細川 律夫

別表第一コールタールの項の次に次のように加える。

酸化プロピレン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
別表第一の三・三―ジクロロー四・四―ジアミノジフェニルメタンの項の次に次のように加える。		
一・一―ジメチルヒドラジン	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法

○厚生労働省告示第九十二号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条の二第二項の規定に基づき、作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十日

厚生労働大臣 細川 律夫

別表十三の項の次に次のように加える。

十三の二	酸化プロピレン	二 ppm
十七の二	一・一—ジメチルヒドラジン	〇・〇一 ppm

別表十七の項の次に次のように加える。

○厚生労働省告示第九十三号

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第七条第一項第五号（同令第三十八条の十七第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十日

厚生労働大臣 細川 律夫

第一号中「又は同表第二号1」を「、同表第二号1」に、「20」を「19の2」に、「第二十号」を「第十九号の2」に改め、「第三十六号までに掲げる物」の下に「又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物」を加え、「の濃度」を「又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテンの濃度」に改め、同号の表コールタールの項の次に次のように加える。

酸化プロピレン	二立方センチメートル
一・四―ジクロロ―ニ―ブテン	〇・〇〇五立方センチメートル
一・一―ジメチルヒドラジン	〇・〇一立方センチメートル

第一号の表シアン化ナトリウムの項の次に次のように加える。

○厚生労働省告示第九十四号

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第八条第一項（同令第三十八条の十七第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件（平成十五年厚生労働省告示第三百七十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十日

厚生労働大臣 細川 律夫

第一号イ中「又は同表第二号1」を「同表第二号1」に、「20」を「19の2」に改め、「までに掲げる物」の下に「又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物」を加える。